

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に<u>行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町に住所を有していた被保険者</p> <p><u>（5）法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者</u></p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）<u>第55条第1項</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号</u>の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に<u>行った同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際町に住所を有していた被保険者</p>